

IV 特定課税仕入れに係る申告等

(リバースチャージ方式の概要) 問5再掲

問17 「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受ける場合、リバースチャージ方式と呼ばれる課税方式が導入されると聞きました。概要を教えてください。

【答】

事業者が平成27年10月1日以後に国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、その役務の提供を受けた国内事業者が、その「事業者向け電気通信利用役務の提供」に係る支払対価の額を課税標準として、消費税及び地方消費税の申告・納税を行うこととなります（法5①、28②、45①一）。

なお、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合も他の課税仕入れと同様に、役務の提供を受けた事業者において仕入税額控除の対象となります（法30①）。

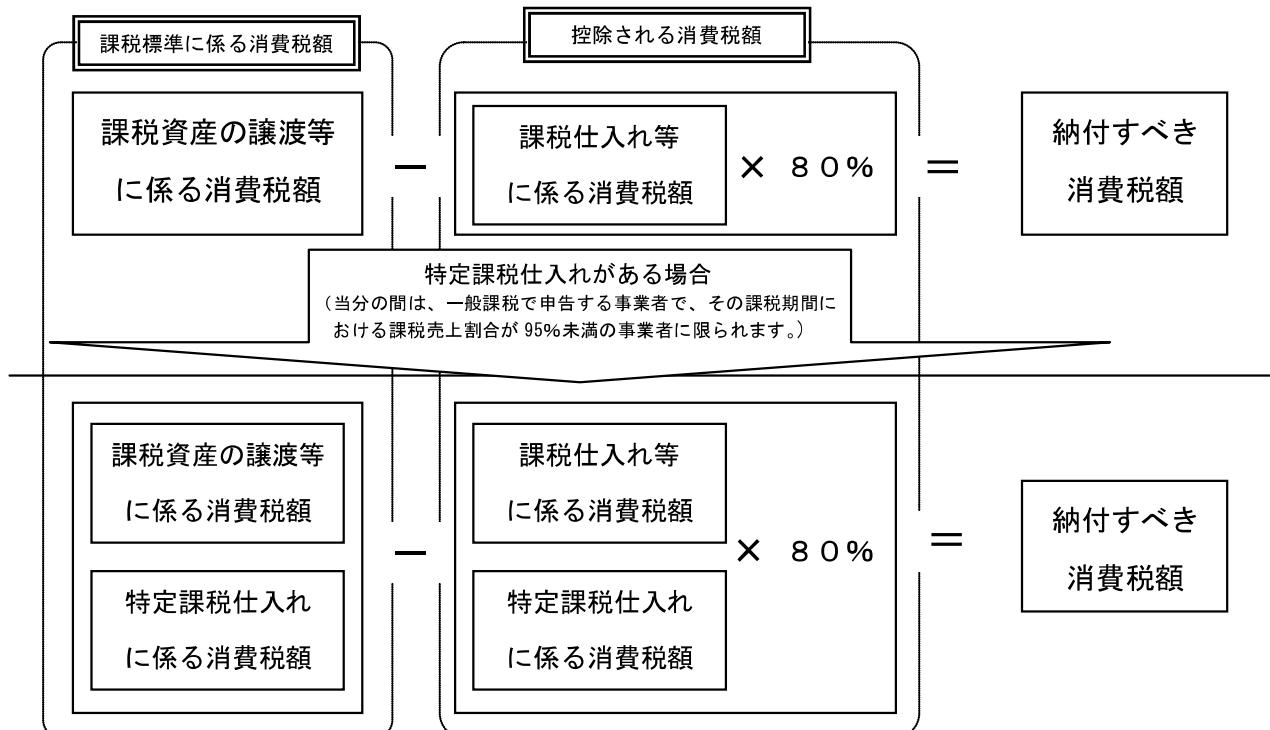
ただし、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合に、リバースチャージ方式により申告を行う必要があるのは、一般課税により申告を行う事業者で、その課税期間の課税売上割合が95%未満の事業者に限られます（改正法附則42、44②）。

※ 事業者が、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合であっても、次の①又は②に該当する課税期間については、当分の間、「事業者向け電気通信利用役務の提供」はなかったものとされますので、リバースチャージ方式による申告を行う必要はありません。また、その仕入税額控除も行えません（改正法附則42、44②）。

- ① 一般課税で、かつ、課税売上割合が95%以上の課税期間
- ② 簡易課税制度が適用される課税期間

【特定課税仕入れがある（事業者向け電気通信利用役務の提供等を受けた）場合の消費税の計算イメージ】

※ 課税売上割合が80%で、一括比例配分方式を前提に記載しています。



(参考) 例えば、輸入貨物に係る消費税については、輸入者（仕入れを行った者等）が、課税貨物に係る消費税額等を輸入時に納税するとともに、輸入時に納税した消費税額について、確定申告の際に仕入税額控除を行います。

リバースチャージ方式は、この輸入時の納税を確定申告の際に行っていると考えると分かりやすいのではないでしょうか。

すなわち、一つの行為によって、その取引等に課された（課される）消費税が、納税と控除の両面で登場することになります。

(特定課税仕入れに係る消費税の課税標準)

問 18 特定課税仕入れに係る消費税の課税標準について教えてください。

【答】

特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る「支払対価の額」となります。「支払対価の額」とは、対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいいます（法 28②、基通 10-2-1）。

なお、特定課税仕入れについては、当該特定課税仕入れを行った事業者に納税義務が課されていますので、支払った対価の額には消費税等に相当する金額は含まれていません。

したがって、課税資産の譲渡等の対価の額のように 108 分の 100 を乗じて税抜計算する必要はなく、支払った（支払うべき）金額がそのまま課税標準額となります。

(特定課税仕入れに係る消費税額)

問 19 課税標準額に対する消費税額から控除する特定課税仕入れに係る消費税額について教えてください。

【答】

課税標準額に対する消費税額から控除する特定課税仕入れに係る消費税額は、特定課税仕入れに係る「支払対価の額」に 100 分の 6.3 を乗じて算出した金額となります（法 30①）。

特定課税仕入れについては、当該特定課税仕入れを行った事業者に納税義務が課されていますので、支払った対価の額には消費税等に相当する金額は含まれていません。

したがって、特定課税仕入れ以外の課税仕入れのように 108 分の 6.3 を乗じて計算することにはなりませんのでご注意ください。

(「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するかどうかの判断)

問 20 当社は、国外事業者と様々な取引を行っています。当社が提供を受けた「電気通信利用役務の提供」が「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するかどうかはどのように判定すればよいですか。

【答】

その電気通信利用役務の提供が、例えば、広告の配信やインターネット上でゲームやソフトウェアの販売場所を提供するサービスなど、その役務の性質から事業者向けであると判断できるもの以外については、取引条件等から判断することとなります（法2①八の四）。

例えば、クラウドサービス等であっても広く消費者も申し込めるものは当然に「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当しませんが、例えば、取引当事者間において提供する役務の内容を個別に交渉し、取引当事者間固有の契約を結ぶもので、取引当事者間で契約過程及びその最終的な契約書等において、事業者向けであることが明らかなものは「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当します。

このように、取引条件等から「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するものは、取引に関与している当事者間で契約書等により「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当していることが明確となるものですので、これら契約書や契約過程の連絡文書等により確認することとなります。

なお、事業者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者には、あらかじめ課税仕入れを行う国内事業者に対して、当該国内事業者が納税義務者となる旨（当該取引がリバースチャージ方式の対象であること）を表示する義務が課されていますので、取引開始時等にこれら表示を確認いただくことも有用です（法62）。